

議案第 5 0 号

斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局・生涯学習課】

すこやか斑鳩・スポーツセンターにおける時間区分等の見直しを行い、施設の利用促進を図るとともに、空調設備の整備に伴う設備使用料の設定及びスポーツ施設における町外在住者の利用に係る料金設定の導入等を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) すこやか斑鳩・スポーツセンターにおける時間区分等の見直し（別表 2 の 1 の改正規定）

アリーナ、サブアリーナ及び武道場の時間区分及び使用料を次のように見直します。

＜改正前＞

時間 区分	午前 9:00 ～12:00 (3 時間)	午後 12:00 ～17:00 (5 時間)	夜間 17:00 ～21:00 (4 時間)	全日 9:00 ～21:00 (12 時間)
アリーナ	3,500 円	5,500 円	4,500 円	13,500 円
サブアリーナ	400 円	650 円	550 円	1,600 円
武 道 場	600 円	1,000 円	800 円	2,400 円

※ 床面積の 2 分の 1 以下を使用する場合は 2 分の 1 に相当する額

＜改正後＞

時間 区分	午前① 9:00 ～11:00 (2 時間)	午前② 11:00 ～13:00 (2 時間)	午後① 13:00 ～15:00 (2 時間)	午後② 15:00 ～17:00 (2 時間)	夜間① 17:00 ～19:00 (2 時間)	夜間② 19:00 ～21:00 (2 時間)	全日 9:00 ～21:00 (12 時間)
アリーナ	時間区分 1 回につき 2,200 円						13,200 円
サブアリーナ	時間区分 1 回につき 260 円						1,560 円
武 道 場	時間区分 1 回につき 400 円						2,400 円

※ 床面積の 2 分の 1 以下を使用する場合は 2 分の 1 に相当する額（武道場を除く）

(2) すこやか斑鳩・スポーツセンター附属設備器具使用料における空調設備使用料等の設定（別表3の改正規定）

① 空調設備及びチアマット等の附属設備器具使用料を次のとおり新たに定めます。

種類		使用料	備考
チアマット		時間区分1回につき 150円	
空調設備	アリーナ	1時間につき 1,100円	床面積の2分の1以下を使用する場合は2分の1に相当する額
	サブアリーナ	1時間につき 200円	床面積の2分の1以下を使用する場合は2分の1に相当する額
	武道場	1時間につき 240円	

② 熱中症予防対策として、夏期（6～9月）は空調設備を常時稼働することとし、当該期間におけるアリーナ、サブアリーナ及び武道場の使用料は、空調設備の使用料の額を加算した額とします。

(3) 町外在住者の利用に係る料金設定の導入

次に掲げる者以外の者が使用する場合は施設及び附属設備器具使用料（空調設備に限る。）は、2倍に相当する額とします。

ア 斑鳩町に在住又は在勤若しくは在学する者。ただし、複数人で使用する場合は、実際に使用する者の過半数が斑鳩町に在住又は在勤若しくは在学する者である場合に限る。

イ 教育委員会からスポーツクラブ登録の承認を受けた団体

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町スポーツ条例の規定は、令和7年4月1日以降の施設及び附属設備器具の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設及び附属設備器具の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。